

2019年（令和元年）5月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関する事、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する事、中国残留邦人等支援事業に関する事、障がい者の虐待防止に関する事、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定による自立支援給付その他支援並びに指定特定相談支援事業者及び地域生活支援事業に係る事業者の指定に関する事、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による養護老人ホーム等への入所に関する事に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2019年(平成31年)4月24日付けで諮問(第966号)された住民基本台帳に関する事、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する事、中国残留邦人等支援事業に関する事、障がい者の虐待防止に関する事、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定による自立支援給付その他支援並びに指定特定相談支援事業者及び地域生活支援事業に係る事業者の指定に関する事、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による養護老人ホーム等への入所に関する事に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に

利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）事業は、2019年（令和元年）10月1日から消費税・地方消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、「消費税率引き上げに伴う対応」の閣議決定及び本事業の実施に要する経費を盛り込んだ令和元年度予算が2019年（平成31年）3月27日に成立したことにより、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、商品券販売事業を行う市区町村に対し、国全体で総額約1,700億円の助成支援が行われることとなった。

これを受け、本市においても福祉健康総務課が主な担当課となり、令和元年度に国から補助金を受け、対象となる市民に商品券を販売する予定となっている。

商品券の購入対象者は、2019年（平成31年）1月1日において本市に住民登録がされており、令和元年度市民税（均等割）が課されていない者（ただし、市民税が課されている者の扶養親族等や生活保護制度内で対応される受給者等を除く。）（以下「非課税者」という。）及び2019年（令和元年）6月1日において本市に住民登録がされており、2016年（平成28年）4月2日から2019年（令和元年）9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主（以下「子育て世帯主」という。）である。

商品券の購入には購入引換券が必要となるが、非課税者については、市から送付する引換券申請書を提出した者に購入引換券を交付し、子育て世帯主については、対象となる世帯主あてに市から購入引換券を送付する。

商品券の販売額は、1人につき総額25,000円の商品券を20,000円で販売し、子育て世帯主には対象児童の数に乗じた金額となる。

本事業の実施に当たっては、迅速かつ正確な処理が行えるよう、交付要件について、審査をするためにあらかじめデータを作成しておくことが求められるが、事務を担当する福祉健康総務課では情報の取扱権限がないため、関係課が管理する情報を利用する必要がある。また、購入引換券の交付対象者は82,200人と想定しており、対象者の抽出や資格審査等を手作業で行うことは不可能であるため、コンピュータによる処理が必要と考える。

以上のことから、個人情報をも目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外に利用させる課

福祉健康総務課

イ 目的外に利用させる個人情報の項目

(ア) 住民基本台帳

住所、氏名、生年月日、住民日、世帯主名、住民届出日、異動事由、

異動日，転出先住所

2019年（平成31年）1月1日に本市に住民登録をしている者及び交付決定までに死亡した者

所管課 市民窓口センター

(イ) 生活保護法に基づく受給者の情報

住所，氏名，生年月日

2019年（平成31年）1月1日時点で生活保護を受給している者，
2019年（平成31年）1月1日時点で生活保護が停止している者及び
2019年（平成31年）1月2日から2019年（令和元年）10月1日までに生活保護が停止又は廃止になった者

所管課 生活援護課

(ウ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者の情報

住所，氏名，生年月日

2019年（平成31年）1月1日時点で支援給付を受給している者，
2019年（平成31年）1月1日時点で支援給付が停止している者及び
2019年（平成31年）1月2日から2019年（令和元年）10月1日までに支援給付が停止又は廃止になった者

所管課 生活援護課

(エ) 障がい者のうち，養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

住所，氏名，生年月日，入所等年月日

交付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 障がい福祉課

(オ) 児童のうち，障害者支援施設への入所等の措置がとられている者の情報

住所，氏名，生年月日，入所等年月日

所管課 障がい福祉課

事務の名称 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付その他支援並びに指定特定相談支援事業者及び地域生活支援事業に係る事業者の指定に関する事

(カ) 高齢者のうち，養護者から虐待を受けたことにより，入所等の措置がとられている者の情報

住所，氏名，生年月日，入所等年月日

所管課 地域包括ケアシステム推進室

事務の名称 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による養護老人ホーム等への入所に関する事

ウ 個人情報を利用させることの必要性について

購入引換券の交付対象者は82，200人と想定しており，一定期間内に本人から個別に情報を収集した場合，莫大な時間・労力・費用を要する

こととなり、本事業の目的達成が困難になることから、本業務を迅速に遂行するためには、関係課が保有する個人情報福祉健康総務課に目的外利用させる必要がある。

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

購入引換券の交付対象者は約82,200人と想定しており、通知すべき相手が多数であり、通知にかかる費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個別の通知は省略したい。なお、個人情報を本人以外から収集すること及び目的外に利用することについて、広報等で周知を図る。

(4) 利用させる個人情報の取扱いについて

各課から福祉健康総務課に提供するデータについては、住民基本台帳の情報は、IT推進課に依頼して、基幹システムから抽出を行い、直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存するが、それ以外の情報は、福祉健康総務課に設置している基幹システム（保健福祉総合システム）から抽出させる。各基幹システムから抽出できない場合は、該当データをCSVファイル形式で出力するか、紙媒体で提供する。ファイルについては、パスワードを設定し、利用できる職員を限定する。データの受渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し、双方の職員同士が直接受渡しを行うと共に、媒体については、紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

本事業については、国の制度の目的から、迅速かつ正確な事務処理を求められるが、購入引換券の交付対象者は82,200人と想定しており、対象者の抽出を手作業で行うことは不可能であるため、コンピュータ処理を行い、効率的な事務の運用を図りたい。

イ コンピュータ処理を行う情報と項目

(ア) 住民基本台帳（市民窓口センター）

住所、氏名、生年月日、住民日、世帯主名、住民届出日、異動事由、異動日、転出先住所

(イ) 生活保護法に基づく受給者の情報（生活援護課）

住所、氏名、生年月日

(ロ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者の情報（生活援護課）

住所、氏名、生年月日

(ハ) 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報（障がい福祉課）

住所、氏名、生年月日、入所等年月日

(ニ) 児童のうち、障害者支援施設への入所等の措置がとられている者の情報（障がい福祉課）

住所、氏名、生年月日、入所等年月日

- (カ) 高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより、入所等の措置がとられている者の情報（地域包括ケアシステム推進室）

住所、氏名、生年月日、入所等年月日

ウ 安全対策

- (ア) 各課から福祉健康総務課に提供するデータについては、住民基本台帳の情報は、IT推進課に依頼して、基幹システムから抽出を行い、直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存するが、それ以外の情報は、福祉健康総務課に設置している基幹システム（保健福祉総合システム）から抽出させる。各基幹システムから抽出できない場合は、該当データをCSVファイル形式で出力するか、紙媒体で提供する。ファイルについては、パスワードを設定し、利用できる職員を限定する。データの受渡しについては、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し、双方の職員同士が直接受渡しを行うと共に、媒体については、紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。

- (イ) 提供されたファイルについては、パスワード設定を行うと共に、福祉健康総務課内の業務系端末に保存し使用する。業務系端末にアクセスする際は生体認証を設定すると共に、使用を所属長に許可された必要最小限の福祉健康総務課職員に限定する。

- (ウ) 媒体については、管理責任者を定め、鍵のかかるキャビネット等で管理し、データの移行後は速やかに媒体内のデータを消去する。

- (エ) 商品券事業終了後（2020年（令和2年）3月を予定）、提供されたファイルについては、業務系端末のネットワークドライブから消去し、使用できないようにする。

- (オ) 事務を行う執務室については、業務時間外は施錠され、フロア全体が職員以外立入禁止となる。

- (カ) やむを得ず紙に出力したデータについては、鍵のかかるキャビネット等で管理し、使用終了後は執務室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(6) 実施時期（予定）

2019年（令和元年）5月から2020年（令和2年）3月まで

(7) 提出資料

ア 商品券購入対象者について

イ プレミアム付商品券事業概要

ウ プレミアム付商品券事業実施要領

エ プレミアム付商品券事務の流れ
オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、購入引換券の交付対象者は82,200人と想定しており、一定期間内に本人から個別に情報を収集した場合、莫大な時間・労力・費用を要することとなり、本事業の目的達成が困難になることから、本業務を迅速に遂行するためには、関係課が保有する個人情報を福祉健康総務課に目的外利用させる必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では、購入引換券の交付対象者は約82,200人と想定しており、通知すべき相手が多数であり、通知にかかる費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個別の通知は省略したい、としている。

なお、個人情報を本人以外から収集すること及び目的外に利用することについて、広報等で周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

実施機関では、本事業については、国の制度の目的から、迅速かつ正確な事務処理を求められるが、購入引換券の交付対象者は82,200人と想定しており、対象者の抽出を手作業で行うことは不可能であるため、コンピュータ処理を行い、効率的な事務の運用を図りたい、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2実施機関の説明要旨(5)コンピュータ処理についてウ安全対策の(ア)から(カ)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ウ), (エ), (カ)

(ウ) データ媒体の安全性を高めるための措置 (ア), (イ)

(エ) その他受託者の安全対策を高めるための措置 (ウ), (オ)

(オ) 日常的な安全対策 (ウ), (オ), (カ)

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュ

リティポリシー基本方針，藤沢市コンピュータシステム管理運営規程，データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。

以 上